

平成23年11月11日

社団法人 日本獣医学会
理事長 西原 真杉 殿

第2次学術集会のあり方検討委員会
委員長 梅村 孝司

学術集会のあり方検討委員会諮問事項に対する答申について

標記の件に関し、別紙の答申書を取り纏めましたので、ここに提出いたします。

学術集会のあり方検討委員会答申

委員名簿 (五十音順)

池上 良 (富山県)
梅村 孝司 (北大)・委員長
内田 和幸 (東大)
佐々木 伸雄 (東大)
高井 伸二 (北里大)
寺西 宗広 (第一三共)
村上 賢二 (動衛研)
村上 昇 (宮崎大)
諸角 元二 (開業)

オブザーバー

西原 真杉 (日本獣医学会 理事長)
中山 裕之 (日本獣医学会 庶務担当理事)

I. 委員会設置の経緯

平成14年度第2回常任理事会(平成14年5月20日)において、学術集会のあり方を見直すための「学術集会のあり方検討委員会」の発足が決定した。この常任理事会では、以下の理由から学術集会のあり方を早急に見直し、改革を実行しなければならないとの結論に至った。

(1) 最近10年間にわたって獣医学会会員数が毎年100名近く減少し、総計1000名余の会員数が減少している。学術集会をより魅力的なものに改善し、会員数減少に歯止めをかけるとともに、獣医学分野における新しい試みを育成して学会の発展を図る必要があること。

(2) 学術集会の開催頻度(年2回または1回)、および春期および秋期集会の特色が必ずしも明確でないまま今日に至っていること。

(3) 獣医師会三学会との学術集会共催を進める方向にあるものの、具体案がないこと。

この委員会は約1年間に亘る審議の後、平成15年11月25日に最終答申を土井理事長(当時)に提出した。その骨子は(1)年2回の学術集会開催を当面は維持すること、(2)春期および秋期学術集会の特色を明確にすること、(3)所属研究団体によってあるべき学術集会の姿が異なることを認め、学術集会の企画の多くを各所属研究団体に委ねることにより、各所属研究団体は自らの創意と工夫によって自己の活性化を図るべきであること、(4)各種研究会、関連集会などの研究発表会を学術集会プログラムに積極的に取りこみ、新しい研究領域の発展を支援すること、(5)若手育成および再教育・卒後教育のための教育プ

プログラムを充実させること、(6) 国内外の一流研究者を招聘し、いっそうの国際化を図るべきであること、(7) 非会員獣医師および一般社会への学術集会広報を充実させ、学術集会参加者数の増加を図るとともに、社会に開かれた学術集会とすべきであること、(8) 日本獣医師会学術集会（総会および地方会）とは連携強化を前提に緩やかな連合を目指す、であった。

本答申に沿って春期および秋期学術集会の色分けが徐々に進行し、平成 16 年の第 138 回大会（2004 年 9 月、北大）と平成 17 年の第 139 回大会（2005 年 3 月、理研）以後は、春期学術集会では学域横断的研究、教育、および広報・啓蒙をキーワードとした各種プログラムが企画され、一般口演は行われていない。一方、秋期学術集会では研究発表と討論を所属研究団体別に行い、シンポジウム等は開催しないという区別が明確になり、今日に至っている。

この間に会員数の減少ペースは緩やかになったものの減少は依然として続いている。また、春期学術集会では一般口演は行われていないが、学術集会参加者数確保のため、公募によるポスター発表が行われている。また、所属研究団体としての認可申請に当っては「100 名以上の獣医学会会員が所属していることが必要である。」と定款施行細則に定められているが、新規学術分野育成の観点から、本細則の弾力的運用を求める動きがある。さらに、一部分科会からは年 1 回開催への変更を強く求められている。このような状況を受けて、平成 22 年 5 月 19 日に開催された理事会において本委員会（第 2 次学術集会のあり方検討委員会）の設置が決定され、梅村副理事長が委員長に指名された。理事会からの審議付託事項は（1）学術集会の開催方法に関する審議、および（2）所属研究団体認可に関する定款施行細則の検討であった。

II. 委員会開催日程

委員長は所属部会および職域を考慮して上記 8 名の委員を選任し、西原理事長および中山庶務担当理事にはオブザーバーとしての参加をお願いした。第 1 回委員会を平成 22 年 9 月 17 日に帯広畜産大学（第 150 回学術集会）で開催し、第 2 回委員会を平成 23 年 9 月 19 日に大阪府立大学（第 152 回学術集会）で開催して以下の答申に至った。なお、第 2 回委員会を第 151 回学術集会期間中に開催予定であったが、東日本大震災のため開催出来なかった。

III. 答申

1. 学術集会の開催を年 1 回とし、年 2 回開催する所属研究団体には学会本体から財政支援する。

所属研究団体によって開催回数に関する考え方が大きく異なっていること、他の総合的学会においても全体集会は年 1 回開催がほとんどで、必要に応じて地方会あるいは分科会別集會を別途開催するのが大勢となっていること、本学会理事および分科会

長のほとんどが年1回開催支持であること、年1回開催としても会員数に大きな変動はないと考えられることなどから、年2回開催を継続する所属研究団体への経済的支援を行うとともに、平成26年を目途に年1回開催へ変更するのが適当という結論に至った。本変更に伴って派生する諸問題について以下のように検討した。

- ・会期：最長でも4日間、出来れば現行の3日間で会期を終える。休日開催については司宰機関に一任する。

- ・開催時期：従前以上の会場数を確保する必要が生ずることから、大学の夏期休暇期間である8月あるいは9月に開催するのを原則とする。それに伴い、日本獣医学会の現行の会計年度を変更する。

- ・司宰機関：司宰機関の公募制を継続する。

- ・プログラムの編成：年間会期の短縮に伴い、一般講演（口演、ポスター）と各種シンポジウム、セミナー、ワークショップ、受賞者講演、教育・研究集会等を同時並行で進行させることを容認する。

- ・プレナリーセッション：上記の各種企画と同様、他のプログラムと同時並行で進行させる。Plenary session（全体集会）という名称は実態にそぐわないので、「奨励賞選考講演会」などへの名称変更あるいは口演以外で選考することを検討されるよう獣医学会誌編集委員会にお願いする。

- ・春期学術集会企画委員会を解消し、プログラム委員会に統合する。

2. 所属研究団体の認定基準を緩和する。

新規学術分野を本学会で積極的に認証し、その発展を支援する観点から、現行の認定基準(100名以上の獣医学会会員で構成されること)を緩和する必要がある。さらに、臨床および微生物分科会など、より専門的な複数の分科会へ独立・発展することが予想される分科会(学会)があることから、上記の認定基準を緩和する必要があるとの結論に達した。緩和時期および緩和の程度については、次期執行部での議論に委ねる。

3. 日本獣医師会学術集会との連携を継続する。

本学会の学術集会を秋に開催することにより、毎年2月に開催される日本獣医師会獣医学術学会年次大会との集会共催は困難となるが、獣医師学会学術学会地方会との共催あるいは日本獣医師会獣医学術学会年次大会へのプログラム提供などによって、両学会の穏やかな連合を継続するのが適当である。